

入札公告

市庁舎長寿命化改修設備棟新築（建築）工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

令和3年5月12日

有田市長 望月良男

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度 令和2年度（繰）
- (2) 工事名 市庁舎長寿命化改修設備棟新築（建築）工事
- (3) 工事場所 有田市箕島地内
- (4) 工事概要
 - ・設備棟新築工事 一式
構造：鉄骨造 階数：地上3階建
建築面積：136.30㎡ 延床面積：374.61㎡
 - ・市庁舎改修工事 一式（外壁改修、建具改修）
 - ・ダストピット新設工事 一式
 - ・既存浄化槽解体撤去工事 一式
- (5) 工期 契約日の翌日から令和4年1月31日まで
- (6) 予定価格 金115,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (7) 調査基準価格 金97,750,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (8) 失格基準価格 金80,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (9) 施工形態 単体又は共同企業体
- (10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事とする。
- (11) 支払条件 前払金 有
中間前払金 有
部分払 有（5回まで）
- (12) 契約の保証 要
- (13) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は次の(1)に掲げる全ての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし単体企業又は共同企業体のいずれかでの参加しか認めない。また共同企業体の場合は、各構成員は2以上の共同企業体となることはできない。

(1)単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 公告日現在において、有田市の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
 - エ 主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。）又は入札参加資格申請書における委任先事業所（支社・営業所等）が有田市内にあり、過去2年間に有田市が発注する建築一式工事部門の指名競争入札に参加した実績のある者であること。
 - オ 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成20年有田市訓令第2号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
 - カ 有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（平成22年有田市訓令第47号）に基づく排除措置を受けている期間中でないこと。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。
 - ク 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値（入札書を提出した日時点で有効なもの。以下「総合評定値」という。）が600点以上の者であること。
 - ケ 建設業法に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
 - コ 建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者又は監理技術者補佐の資格を有する者（ただし、当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3か月を経過している者に限る。）を当該工事に専任で配置することができる者であること。
- (2)共同企業体の場合
- ア 共同企業体のすべての構成員は(1)のアからキの要件を満たしている者であること。
 - イ 一共同企業体の構成員は、2者であること。
 - ウ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上とする。
 - エ 共同企業体の経営形態は共同施工方式であること。
 - オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のク及びケの要件を満たしている者であること。
 - カ 一企業体の代表幹事以外の構成員は建築工事の総合評定値が600点以上の者であること。
 - キ 構成員のいずれかに所属する建築工事の監理技術者資格者証を有する者又は監理技術者補佐の資格を有する者（ただし、当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3ヶ月を経過している者に限る。）を当該工事に専任で配置すること。
 - ク (2)のキの要件を満たす構成員を除く構成員は、建築工事の国家資格を有する主任（監理）技術者（ただし、当該企業に在籍する期間が入札書を提出日において3ヶ月を経過している者に限る。）を専任で配置すること。

3 入札参加手続き等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。
- (2) 仕様書等は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

- ア 交付期間 令和3年5月12日(水)から令和3年5月19日(水)まで
有田市の休日を定める条例(平成3年有田市条例第23号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 交付場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所経営管理部総務課管財係
電話番号 0737-22-3750(管財係直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所等

- ア 閲覧期間 (2)のアに同じ
- イ 閲覧場所 (2)のイに同じ
- ウ その他設計図書等の電子データによる配布を希望する者は、未使用のCD-R(書き換えが可能なCD-RWは不可。)を持参すること。ただし、本入札に参加するために必要な要件を満たさないことが明らかな者には配布しない。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

- ア 受付期間 令和3年5月24日(月)から令和3年5月26日(水)までの3日間。
- イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成20年10月1日施行。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。(直接持参の場合、受付時間は午前9時から午後4時とする。)
なお、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出した場合は、提出後、ウの受付場所に到着確認の電話をすること。
- ウ 受付場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所経営管理部総務課管財係
電話番号 0737-22-3750(管財係直通)
F A X 0737-82-1725
e-mail somu@city.arida.lg.jp
- エ 回答日 令和3年5月31日(月)
- オ 回答の閲覧方法 総務課に掲示し、有田市ホームページ(<https://www.city.arida.lg.jp/>)内に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

- ア 提出期間 令和3年6月2日(水)から令和3年6月8日(火)まで

イ 提出先 〒649-0399

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

有田市役所経営管理部総務課管財係 行

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 封筒に入札書、工事費内訳書、技術資料、共同企業体にて応札する場合は有田市共同企業体運用基準に基づく各様式、低入札調査基準価格を下回る応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成15年8月1日施行。)に基づく入札理由書を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(イ) 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(ウ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第14条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第15条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第16条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 令和3年6月9日(水) 午後1時30分

イ 開札場所 和歌山県有田市箕島50

有田市役所 3階 第1会議室

(2) 落札予定について

落札予定日 令和3年6月10日(木) (低入札価格調査が無い場合)

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果は、総務課に掲示し、有田市ホームページ(<https://www.city.arida.lg.jp/>)内に掲載するものとする。

6 低入札価格調査に関する事項

(1) 開札後、低入札調査基準価格を下回る応札を行った者は低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

(2) 低入札価格調査基準価格を下回る応札を行った者は、低入札価格調査実施要領に基づく各様式(入札理由書を除く。)を開札後、当日中に4部提出すること。

(3) 低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

イ 監理技術者の他に同等の要件を満たす専任の技術者の配置を求める。

7 落札者の決定方法

(1) 予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者、又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

(2) 入札執行者は、(1)の落札者に該当する者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

8 留意事項

(1) 入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

(2) 契約締結後、消費税及び地方消費税の改正税率の適用となる契約については、後日、改正税率による変更契約を行うこととなるので留意すること。

9 封筒の記載例

〒 6 4 9 - 0 3 9 9

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

和歌山県有田市役所経営管理部総務課管財係 行

開札日 令和3年6月9日
工事年度 令和2年度（繰）
工事名 市庁舎長寿命化改修設備棟新築（建築）工事
工事場所 有田市箕島地内

商号又は名称
建設業許可番号
担当者の所属及び氏名
担当者連絡先（電話番号）
担当者連絡先（ファクシミリ番号）

〒 6 4 9 - 0 3 9 9

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

和歌山県有田市役所経営管理部総務課管財係 行

開札日 令和3年6月9日
工事年度 令和2年度（繰）
工事名 市庁舎長寿命化改修設備棟新築（建築）工事
工事場所 有田市箕島地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体
共同企業体代表幹事の建設業許可番号
担当者の所属及び氏名
担当者連絡先（電話番号）
担当者連絡先（ファクシミリ番号）